

第20期 国立市社会教育委員の会（第5回定例会）会議要旨

平成25年9月17日（火）

〔参加者〕 松田、佐藤、立入、猪熊、根本、武澤、矢野、柳田、川延、太田

〔事務局〕 津田、清水、藤田

立入副議長 それでは本日の会議を始めたいと思います。先に事務局から資料をご説明いただきます。

事務局 それでは改めまして、皆様、こんばんは。

まず初めに、本日お配りした資料について、確認をさせていただきます。まず次第がございます。本日、後ほどご紹介させていただきますが、子ども家庭支援センターのセンター長に来ていただいておりますので、国立市の家庭教育支援の現状についてと、また事前にご質問いただいた点について、ご説明をいただきたいと考えております。

配付資料については、次第の下の方に丸印が書いてございますが、資料1、第4回定例会質問事項についてまとめております。これは後ほど説明をいたします。

続いて②、資料2、子ども家庭支援センターへの質問事項、先ほど申し上げた内容でございます。資料3は、子ども家庭支援センターのほうで発行しております、子育てひろば情報「ぽかぽか」の特別号をお配りしております。

また、委員の皆様のお手元には、公民館だより、図書室月報、社協連の会報をお配りしています。

全国家庭教育支援研究協議会のリーフレットもお配りしております。この家庭教育支援研究協議会は、来月8日・9日に都内のオリンピック青少年総合センターで実施されます。出席について事前にご案内をさせていただきましたが、詳細が届いていなかったので、今日、内容をご確認いただいて、ぜひご参加いただければと思っております。松田先生も、ちょうどこういう機会でもあるのでとおっしゃっておられます。

追加資料をセンターからいただいております。子ども家庭支援センターの23年度の事務報告は先月お配りしていたかと思いますが、24年度、昨年度の事務報告が上がったということで資料をいただきましたので、皆様にもお配りしております。

では、資料1をご覧ください。第4回定例会で皆様からいただいた質問事項について回答をさせていただきました。委員の皆様には事前にメールで送付させていただきましたので、ご覧いただいているかと思いますが、何か質問、疑問等がございましたら確認をさせていただきますので、ご発言いただければと思います。

そのほか、前回ご質問いただいたことについて、矢野委員に、中学生ぐらいの子どもの意識調査はあるのかということでご質問をいただいております。第3回の資料で抜粋を提出させていただいているのですが、国立市次世代育成支援対策行動計画に関するアンケート調査報告書を出しております。中学生・小学生の子ども調査という題名で調査を行ったものの報告がございます。こちらはホームページにアップされておりますので、ご興味のある方はご覧いただければと思います。

それでは早速、今日、センター長にも来ていただいておりますのでお話をいただきたいと思っております。まずはセンター長をご紹介いたします。

この4月に子ども家庭支援センターに赴任をされておりますが、昨年までは教育委員会、また過去にはこちらの生涯学習課やほかの部局にもいらっし

やって、幅広く役所の仕事をされている方になります。ですので、いわゆるご担当者として直接親御さんと触れる機会がずっとあるという立場ではないのですが、そういう方たちの部署の中にいらっしゃって、その方たちを取りまとめた形で運営をされているというお立場になります。

間違っていることがあれば、またセンター長のほうからご説明をいただければと思います。それでは早速、松葉さん、お願いいたします。

子ども家庭支援センター長 改めまして、子ども家庭支援センター所長の松葉と申します。よろしくお願ひいたします。

事務局からもお話をいただいたのですが、この4月から子ども家庭支援センターの所長ということで着任をしております。半年程度ですので、まだまだわからない部分が多いと思いますので、お答えできない部分があるかと思ひます。その際はまた改めて調べさせていただいて、お答えができればと考えておりますので、何分お手やわらかによりお願ひいたします。

生涯学習課では、平成13年から7年近く社会体育の担当に配属されておりました。かつては学校教育も担当しておりましたので、役所に平成3年に入職して20年ちょっとなのですが、半分以上が教育関係の部署でございます。現在は子ども家庭部ですが、福祉分野は初めてなもので、私も何分戸惑う日々を過ごしております。

事務局からメールをいただいたのですが、まずは今日、お手元に資料をご用意させていただきました。国立市子ども家庭支援センター平成24年度の事務報告をお手元にご用意ください。

1枚めくっていきまして、前回、多分この会の中で、事務局から、子ども家庭支援センターの事業について大ざっぱなお話をさせていただいているかと思ひますので、詳細についてはこの段階ではいたしません。まず見開きに写真が出ているかと思ひます。これは子ども家庭支援センターの子育てひろばというところなんです。建物が2階建てになっているのですが、上は教育センターでまた全く別の部署でございます。1階のそれほど広くないスペースで、月～土曜日朝10時から午後4時まで、未就学のお子さんとお母さん方が遊びに来るというところなんです。言いかえれば安全な公園的な意味合いのところには、お母さん方がそこにお子さんを連れてきて、お母さん同士でいろいろお話をさせていただいたり、家庭支援ワーカーというスタッフが常駐しているので、子育てについての相談やアドバイスをしたり、場合によっては保健センターや関係機関、もうちょっと専門的な機関を、ご紹介しております。中に「ほっとルーム」というところがございますので、ほかの方がいて話しづらいなどというときは、そちらの別室に入らせていただくなり、また日を改めて来ていただいて、ご相談をお聞きするということをしております。

ここに書いてあるとおり、子ども家庭支援センターは、子どもと家庭についてのあらゆる相談を受けるところでございます。子どもとその保護者を含めて、家庭に関するあらゆる相談を受けられるのですが、子どもというのはいわゆる児童福祉法の中では18歳未満を指しておりますので、18歳までの子どもと家庭に関するさまざまな相談、育児や虐待も含めて、さまざまな養育の相談等を受けられるのが子ども家庭支援センターになっております。

1枚めくっていただきまして、中に事業内容ということでそれぞれのことを書かせていただいております。この辺は、前回のときもお話をさせていただいているかと思ひますので、一個一個説明すると時間がないかと思ひますので、またざっと目を通していただいて、もし何かあればご質問をいただければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それと、事務局のほうから、事前に皆様方からいただいたご質問について

メールで送ってきていただいております。ここについてお答えをさせていただければと思います。

まず1つ目のご質問が、深刻な相談の内容でどのような内容が多く寄せられますかということですが、やはり深刻な内容といいますと、我々、大きな課題としては児童虐待に対応しなければいけないということが一番大きなテーマでございます。小さい相談でも早期の段階で、虐待に発展するおそれがあることも含めてですが、小さいうちに早目早目に相談を聞いて、お母さん方のお悩みや抱えているストレスを減らすことで、虐待を限りなく少なくし、限りなくパーセンテージが低いうちに発見して支援につなぐということになりますので、虐待の通告や、いろいろな相談についてということが一番深刻な内容であり、その後の対応についてもいろいろ苦慮するところでございます。

子ども家庭支援センターの中の相談業務の、相談事業の担当者は足りていますかというご質問をいただいておりますが、これは定員管理計画で、組織の関係がございまして、どこの部署についても多分、今のところは足りないという現実があるかと思っております。

ただ、私どもは、今、臨時職員を入れると、私も入れて13名の体制で事業をしておりますが、そのうち正職員は私も入れて4名です。その他に臨時職員が1名で、残りが全員嘱託員という配置になっております。嘱託員の方については1日6時間勤務という制限があります。朝9時なり9時半に来て、4時か4時半には帰っていただくというところなので、足りるか足りないかという面では、やはり正職員をもう少し配置していただきたいなというところが正直なところではございます。

あと、子ども家庭支援センターの中に、この4月から発達支援室が一緒に入っています。8月いっぱいまでは子育て支援課長が兼務だったのですが、9月1日から正式に発達支援室の係長を置いております。その方は男性なのですが、それまでは発達支援室も含めて男性は私、職員が1人だけだったのです。ですから、安全面のことを含めて考えても、その辺は男性の配置が欲しいと要望しております。虐待とDVというのは割とセットで考えられるところで、何かがあったときに、保護者が来たり、さまざまなそういう問題が発生するおそれがありますので、男性の配置が欲しいと思っております。

発達支援室は係長の男性が来ましたが、子ども家庭支援センターで男性は私一人ですので、基本的に、虐待の通告等があったときも、泣き声通告もそうですが、基本的に48時間以内現認しなさいとの、東京都の指針に準じております。訪問する際は二人一組で、原則は行くことが多いのです。日中は不在の方がどうしても多いのです。夜間、8時なり9時なりの訪問ということもあるときに、二人一組で、当然正職になると、私が必ず毎回と、誰か女性が組んで行くということになります。女性同士で行かせるというのは危険なこともありますので、そういう面では、やはり男性がもう1人いてほしいなというところが正直なところではございます。

次のご質問が、専門知識が必要な場合、支援センターの講座として講師を呼ぶことは可能ですかというようなご質問をいただいております。例えば臨床心理士の方などということですが、私どもは市の予算の中でスーパーバイザーの予算を持っておりまして、これは何かといいますと、例えば虐待の案件等で少し対応に苦慮するようなことが何件かたまったときに、児童相談所のOBの方や、今年度は弁護士の方にも一度来ていただきまして、書類の正式な書き方をもう一回確認しようとか、あとは児童福祉を専門としている大学教授の方に来ていただき、虐待に特化するわけではないのですが、講師については、その時々、適時必要な方をお呼びしております。

それで、私ども職員のほうは、先ほどのお話とも共通しますが、児童福祉士、これは任用資格でして、社会福祉士の免許や保育士の免許を持っていて、子ども家庭支援センターなり現場で何年以上やっていたら児童福祉士の任用資格が持てますよというようなものです。児童福祉士の任用の方々はいるのですが、いわゆる臨床心理士とか看護師というのは配置がありません。より専門的な相談をするときには、本来、やはり臨床心理士の方などがいたほうがベストかなと思うので、そのような配置もできればと考えてはいるのですが、これは人事との兼ね合いもありますので、私どもでどうにかなるところではございませんので、スーパーバイズのほうで臨床心理士を今度また呼んで、内部の職員で勉強会を開こうと考えております。

次に②の質問で、ファミリー・サポート・センターの支援会員の質は保たれていますかということと、支援内容にここ数年で変化はありますかというご質問をいただいております。

最初に、支援内容にここ数年で変化があるかということをお答えしたいと思いますが、基本的にはそれほど変わっていないというのが実情でございます。共働きなりのご両親が、帰りの時間が遅くなるので、支援会員さんのご自宅で学校なり学童まで預かりに行っていて、そのままご自宅で保護者の方が帰ってくるのを待つというようなスタンスはあまり変わらないのです。昔と少し変わってきたというのは、共働きをしながら、自分は帰れないけれども子どもに習い事をさせたいので、学童の引き取りを支援会員さんに、習い事に連れて行っていただいて、そこに7時ぐらいに保護者の方が迎えに来るといったパターンが、昔とちょっと違うというような話は聞こえてきております。

あと、例えば運動会ですとか上の子の行事があるときに、昔でしたら下の子をおぶって一緒に連れて行って参加するということがあったのが、現状としては、上の子のほうに専属で行きたいので、下の子を支援会員さんに預かっていただいて、上の子だけをマンツーマンで見るといったような。これは、自分が大変ということなのか、子どもと一対一でやりたいのか、その辺のヒアリングまでは会員さんからはしていませんが、現状としてはそのような形の利用がふえてきているというお話は聞いております。

支援会員の質は保たれていますかというご質問をいただいておりますが、基本的に、過去において大きなトラブルというのは1回も起こしておりません。これは支援会員さんのほうも利用会員さんのほうも含めて、特段のトラブルということは起きていないようです。

ただ、支援会員さんのほうは、今、延べ登録数が180名ぐらいいるようなのですが、実際に支援会員さんとして働いていただくのは50名程度のようです。とりあえず、まだ子どもは小さいけれども会員として登録だけしたいという方もいらっしゃるもので、実際に動ける方が少なかったり、あと、やはり利用会員さんのご近所で会員さんを探すとすると、どうしてもある程度偏った方に声がかかるといったようなことがあったりするので、延べとしては180名ぐらいいますが、実働としては50名ぐらいの会員さんをお願いしているというのが現実のようです。

3番が、今後、もし社会教育の観点からのアプローチとして、家庭教育の講座のようなものが支援センターの中に定期的に親・保護者向けの講座をしていくことができますかというご質問なのですが、ちょっとこれについて、質問の意図が私のほうで理解ができなかったもので、立入委員さん、ご説明いただけますか。

立入委員 説明が下手ですみません。私の知り合いの人で、支援員のサブリーダーみたいなことをやっている方がいて、その方がよくいろいろな講座をしているのを聞いていたので、それが継続的に、それは多分ファミリー・サポート・センターのほうの内容だとは思いますが、それとはまた別に、誰もが参加することのできるような講座を、広い意味で、深刻な悩みを持った人も参加できるようなものがあるのかな、これからできるのかなというような。ちょっと漠然とした質問で申しわけないのですが。

子ども家庭支援センター長 わかりました。ファミリー・サポート・センターの中でも、年に1回ほど、登録も含めた中で研修会というのを開いていて、保健センターの栄養士の方などに講師に来ていただいて、そういう研修をしているのですが、それ以外に、いわゆる……。

立入委員 子ども事業といっているのが……。

子ども家庭支援センター長 はい。ページ数が入っていないので申しわけないのですが、めくっていただいて、(2)の地域組織化事業、子育て講座の開催ということの、地域子育て講座、パパ講座、地域お楽しみ会で、お母さん方がお子さんと一緒にご家庭で遊んだりするときに関して、講師の方を呼んでものづくりを一緒にやったり、そういう講座については開催をしています。

ただ、今年度、子ども家庭支援センターの中の全体会議の中で、もうちょっと違う講師を呼んだ講座というのを保護者対応、あとセンター職員のスキルアップということも含めてできないかと考えています。

例えば、消防署とかでもやっているのですが、お子さんの誤飲、例えば石けんを飲んでしまったとか、あめ玉をのどに詰まらせた場合どうするかというようなことや、あと、スタッフから出ているのが、今、全体の傾向で、スマホを持っているお母さんが多くて、子どもをあやすアプリというのがあって、普通ですと子どもが泣いていればあやすのですが、そのアプリを見せると子どもが泣きやむというようなものがあるようなのです。それで、お母さん方が、子どもが泣いているとそれをひよいと見せて、一応問題は解決なのですが、根本的な問題の解決にはなっていないということで、やはり子どものスマートフォンやパソコンの依存ということで、発育に影響が出るおそれがあるというようなデータが出ているようなのです。そういうスマホなどに依存することについて、やはり警鐘を鳴らす必要があるだろうということで、講師を呼んで研修会なり、まずスタッフの勉強なり、どちらかになるのですが、やりたいという話はしています。

お母さん方を呼んで講座をやる時に問題があるのが、保育をしなければいけないのです。お母さん方に参加していただいたときに、そのお子さんたちをどこかで見なければいけないというところで、なかなかそこまでの保育の委託費なり金額というのがついていないので、お母さんだけを呼んでとなると実際問題として難しい状況があるのです。そうすると、お子さんを連れながらそれをやるとなるとなかなか難しいというようなことがあるので、まずはスタッフが研修を受けて、日常で参加しているお母さん方にそれをお話しして聞かせるというようなことならできるのではないかと考えています。

あと、国立市子ども家庭支援センター運営協議会がごさいます。この協議会の委員の方の中から、先月、7月に会議がありまして、そのときに出た話で、電話相談が大体主になるのですが、電話相談が入ってきたときに、そうですね、そうですねと聞くだけで何の答えも言っていただけなかったと。一言ぐらいアドバイスが欲しかったという、委員の方からの意見をいただきま

して、基本はやはり、相手のお話をなるべく聞いて、とりあえずその場のたまってきているストレスを解消して、あと支援方法なりというふうに流せばいいのですが、人によっては、何かしら言ってほしかったという方がいらっしゃいました。直接私どもも電話相談を受けるといった研修をやっているわけではないので、職員のスキルを上げるために、電話相談の講師を呼ぶなり、行くなりして、その研修をやりたいという話は、職員の中から出てきてはおります。

これまで幾つかの講座を開催していると伺っていますが、というのは、今のような内容の講座をしております。これから必要とされるというの、今お話したような内容のものを、今後やっていきたいと考えております。

次に4番で、小学生以上を対象にしている事業を教えてくださいということですが、我々の子ども家庭支援センターは18歳までの子育ての相談というところなのですが、小学生を対象にした事業というのは、特段は打っておりません。

⑤の、相談事業のうち、小学生以上の件数、相談内容の状況、特徴などを教えていただきたいということで、まだ年度の途中ですので集計が出ていないのですが、この「小学生以上の」というのは、直接小学生から。

矢野委員 やはり難しく、福祉か教育か、育児か教育かって、結構悩ましいですよ。どこまでが育児でどこまでが教育かというのはあるのですが、一応、我々は教育なものですから、育児の赤ん坊が泣きやまないレベルからずっと、どうやって、さっき、子どもがアプリでとか、そこまで行ってしまうと、どこまで追いかけるかということに。小学生ということで行くと教育という視点のほうが強いだらうということで、私、福祉サイドの話よりは、どちらかというと教育委員会サイドでという意味で、こういう質問をさせていただいたのですが。

子ども家庭支援センター長 具体的な数字というのが今ないのですが、子ども自身からの虐待なりの相談ということで言えば、24年度についてはゼロ件でした。虐待に限らず、親子間のトラブルや学校でのトラブルも含めて、子どもから電話が来るということはありません。

小学生以上の相談というのは、基本的にはやはり保護者の方の相談よりも、より困難な家庭や虐待に関する通告というのが、私どものほうの主になりますので、特徴としてはそのようなところでございます。

ですので、今のところは不登校や非行に関する相談というのは、ほとんどないのが現状でございます。

⑥の、支援センターとして、国立市の小学生以上の子どもの教育をめぐる問題をどう考えているか意見をいただきたいということなのですが、私どもは、区切って考えているわけではないのですが、3歳までのところについては保健センターのほうが入介をしておりますので、養育に関する相談等については、健診がありますので、保健センターのほうで一次的にキャッチができるかと考えております。

あと問題になってくるのが、今度は幼稚園に行ったり保育園に行ったりお子さん方、あと小学校、中学校のお子さん方についてということなのですが、教育をめぐる課題というよりは、やはりどうしても、支援が必要な家庭や虐待のほうを中心になってくるところでございまして、小中学校につきましては、今年度から、9月3日に、根本先生もいらっしゃいましたが、校長会にお伺いしまして、児童福祉法というのがあるのですが、要保護児童地域対策協議会、いわゆる虐待や養育支援が必要なお子さんというのを、この要対協

という中で管理をしていって、具体的に関係者が集まって情報交換をして、どういう支援体制を組んでいくか、今後どういう、防止のための啓発活動ができるかというような会議が、これは児童福祉法の25条の中で、設置するように努めなければならないとなっており、各市町村で設置をされています。

これは代表者会議と実務者会議がありまして、年1回の代表者、実務者会議を年3回やっているのですが、どうしても今起こっているケースの進行管理が中心になってきますので、それをもうちょっとより分けてやりたいということで、校長会にお願いをしまして、今年度から、小中学校ごとの単位で、関係機関が集まった簡単な連絡協議会的なものを立ち上げて、その学校の地区で今抱えているお子さんの問題や、当然、虐待にかかわらず、さまざまな問題について共有しながら、どういうふうな支援を組んでいけるかということをやっていききたいと、校長会に提案しています。

子ども家庭支援センターというのは、先ほどお話ししたように、あらゆる家庭の相談に乗るといのが立場ですので、ここで例えば支援が必要なお子さんの話が出れば、私どものほうで、例えばそれが生活の困窮が原因であれば生活保護担当ですとか、お子さんに何かしやうがいがあるとか問題があればしやうがい者支援課を呼んだり、聞いてみたらひとり親の家庭でしたら母子支援委員を呼んだりとか、そういう支援体制を組んで、それを子家センのほうで各関係機関を集めて、それぞれの機関がそのご家庭にどういう支援体制を組んでいけるかということをやっていくというのが子ども家庭支援センターということですので、ちょっと質問のお答えになっていないかもしれませんが、そういう、学校の中で起こる教育の問題についてもお話を聞いて、情報を共有しながら、子ども家庭支援センターでできることについては対応していききたいと考えております。

それから7番ということで、制度として改めたほうがよいと思われる点はあるかということですが、「制度として」というのは具体的にどのようなことでしょうか。

武澤委員 この子ども家庭支援センターは、もう何年ぐらいあるのですか。このセンターができて。

子ども家庭支援センター長 センターができて、宣伝ではないのですが、ちょうどこの8月で丸10年を経過しました。

武澤委員 その10年、ずっとやってこられているわけですよね。いろいろな問題があってもほとんど潰してきて、あまり問題なくやっているのかと思うのですが、でも、最近、いや、そうじゃないよと。新しい問題が出てきて、こうしなくてはいかんのではないかと、センターそのものが。そんなことがあれば。

子ども家庭支援センター長 10年がたちまして、当初は家庭支援センター事業自体がどちらかというと子育てや相談のところ割と中心だったところなのですが、途中から先駆型子ども家庭支援センターというのに変わりました。平成20年の春、何月かはちょっと覚えていないのですが、この先駆型というのは何かというと、今までやっていた子ども家庭支援センターの事業プラス、簡単に言うと虐待の相談やそういうものについて、子ども家庭支援センターでやりなさいよというような内容が事業としてふえました。

これは平成16年の児童福祉法の改正に伴いまして、子ども家庭支援センターが児童相談所と同じような役割というのを、体制の強化をしてやりなさい

ということが法の中で具体的に提起されました。ですので、それ以降、虐待に特化するわけではないのですが、児童相談所と同じ内容を子ども家庭支援センターでやるというようなことになりました。ただ、児童相談所のように権限を持っているわけではございませんので、簡単に言うと重症なケース、即保護が必要だとかそういうものについては児童相談所、それ以外の、例えば泣き声通告や、養育について、ネグレクトまでは行かないけれども育児に問題があるというようなことについては、一次的には子ども家庭支援センターでやりなさいというふうになりましたので、制度として改めたほうがいいということではないのですが、やはりそちらのほうに今後も重点的にかかわっていかねばいけないかなと考えています。

制度の中で、育児支援サポーター派遣事業というのがあって、通称育サポと呼んでいるのですが、この6月から要綱の改正がありまして、今までは産後1カ月、退院した翌日から30日以内のお母さんに、ご家庭に在宅に入って食事のお手伝いや家事のお手伝いをするというのを、要綱を改正しまして、母子手帳が交付されてから産後退院して6カ月以内までの期間を、期間延長して育児支援をしますというふうに拡大してきています。

もう一つここに、要支援家庭への援助というのがあるのですが、この要支援家庭というのは、虐待に発展するおそれがあるご家庭について、育児支援サポーターが積極的に育児の相談や家事等のお手伝いをして、早目に対応するというようなものがあります。ただ、実際に要支援家庭というのは利用がすごく少なく、虐待に発展するおそれがないのか、それともあるけれどもわからないのか、あまりご自分から必要だといって手を挙げる方というのはいらっしゃらないので、その辺を、今後、制度としてある中で、どういうふうに積極的に支援を組んでいけるかということは検討する課題になってくると考えています。

これについては、保健センターと連携する中で、保健センターの虐待予防検討会や乳児訪問などがありますので、向こうのほうが、当初の段階では問題がある家庭という情報は持っていますので、やはり保健センターとも連携しながら支援体制を組んでいく必要があるかなと考えています。

ですので、制度としてはあるのですが、それがうまく活用できていないというところについては、問題があると考えております。

最後ですが、支援センターで今一番困っていること、問題だと思っていることは何かということなのですが、冗談半分で言えば、男がやはり1人だというのは困っているというところではあるのですが。

あと、ひろば事業で、先ほど写真で写っているような、ひろばにお母さんが来るのですが、ひろばに遊びに来る方というのは、全体の未就学のお子さんとお母さんを入れても、ほんの何パーセントだと思うのです。ある意味、ここに来ている方は、まだ子ども家庭支援センターや各関係機関とつながっている状況なので、何かあったときには寄り添うというか、支援が組み合えると思うのですが、問題は、実際に出てこない方に対して、本来、子ども家庭支援センターというのは働きかけていくべきで、どういう支援をしていくかということを考えていかなければと思っています。

これが、ひろばという場所を駅前にもふやすのがいいのか、場所をふやせばいいことだけなのか、それとももっと根本的に何か対策を打たなければいけないのかというところの議論はあるかと思えますし、答えは出ていないのですが、やはり、先ほどからお話するように、来る方については、ご自分からこちらに出てきているので問題がないと思うのです。

役所でどうしても注意しなければいけないのは、子ども家庭支援センターに限らず、「相談」という言葉を比較的多く使うのですが、例えば相談日を

設けたり、相談の電話回線をつくったからといってかかってくるわけではないのです。やはり、かける方は、電話一本入れることにもものすごく勇気が要ることだと思うのです。ですので、それをたやすく、相談があるから来てください、というのはやはり役所的な考え方で、本来は職員全体が一次的に窓口になって、聞いた方が最初に、その仕事はどこに係だからどうこうということではなく、福祉に関連するようなことについては、ある程度の情報というのを全体の職員が持っていて、一次的に話を聞いて、その後、その職員が担当部署のほうにご案内をするといいますか、連れていくということをしていかないと、やはり相談ということで大きく構えていては問題は解決しないのかなと思っています。

ですので、この辺が、今後、子ども家庭支援センターとしては大きな課題といえますか、テーマなのかなと考えております。

以上です。ちょっとまとまりのないご説明で、早口で申しわけございませんでしたが、まだ何かございましたらご質問いただければと思います。

柳田委員 柳田です。例えば、この支援センターのほうで幾つかいろいろなことを、いろいろな企画を考えて、それをやろうとすることに対しては、何か市に稟議を起こして、許可がないと動くことはできないのですか。

支援センターが、今こういうことが必要だから、こういうことをやろうとすることに対して、センター長の決裁でそれが行えるのか、もっと市の上で上げてやらないと、予算とかそういうこともあるでしょうし、それはできないのか。

子ども家庭支援センター長 現状としては、市のほうでは毎年実施計画なり事業計画を立てて、予算を要求して事業をこなしていくというのが、どこの部署でもオーソドックスな考え方になると思います。

ただ、この4月に来たときに思ったのが、日常の相談や窓口があって、あまり事業の振り返りをきちんとしていなかったかなと感じています。

ですので、今後、またもう26年度にも目を向けていかないといけないので、その辺は中でちゃんと話し合いをして、事業の振り返りと、要らないものは精査して、その分、何がスタッフのほうでできるかということは話をしていかなければいけないと考えております。

ですから、予算的にやろうとなりますと、当然、お金も含めて出てくることなので、すぐに何かということは難しいかと思っております。

ただ、先ほどお話ししたように、小中学校との連携や、子ども家庭支援センターというのは虐待防止法の中でも、簡単に言うと虐待のおそれがあったり虐待がある家庭についての支援について、関係機関を集めて、どういうふうな支援をするかということをしなればいけないよということが虐待防止法の中で出ています。そのためには、やはり職員の庁内連携というのが当然必要になってきて、先ほど言ったような、ケースについての関係者会議というのは、本来、子ども家庭支援センターがもっとどんどん招集をかけてやっていかなければいけないところなのです。

この辺は、学校との連携や庁内の連携というのは、それほどお金を伴うところではないので、今年度、もう早速ですが職員の関係機関を集めた研修というのを、3回シリーズで、福祉関係、教育関係のところを集めて、職員の庁内連携というテーマでやるということは考えています。

繰り返しになりますが、大きなものについてはやはり予算が伴いますので、決裁行為というものは当然必要になってくると思っています。

柳田委員 ありがとうございます。

松田議長 私からも一つ。ちょっとおくれて来ましたが松田といいます。よろしく
お願いいたします。

2点お伺いしたいのですが、1つは、支援センターは各地にあります、
きつと横のつながりといいますか、研修会とかさまざまな場で地域間でお話
をされるときもあると思うのですが、共通に課題になるようなことと、一方
で、国立市ということでお感じになられていることがもしあれば伺えたらあ
りがたいです。

子ども家庭支援センター長 共通なところは、市町村を集めたセンター長会議を年
2回ほど開催してございます。このときについては、それぞれ抱えている課
題というのを出していただいて、共通の課題があればそれを全体で区なり東
京都のほうに申し入れをするというようなことは、実際にはやっております。

具体的に今問題になっているのが、東京ルールというのがございまして、
これは児童相談所と子ども家庭支援センターのやるべき内容を、簡単
に言うともうちょっと見直そうみたいな、東京ルールの改定みたいなもの
があるのですが、これはどちらかという児童相談所の負担を減らして、子
ども家庭支援センターのほうに虐待の関係を少しずつ譲渡しようというよ
うなところで、これについては全体会を含めて、あと各ブロックでもそれぞ
れごとに集まって課題を提起して、それをまた全体で集めて東京都と論議を
しているところです。

うちのブロック市の幹事は立川市なのですが、やはり行くとかかなりいつも
喧々諤々の意見のやりとりで、押し問答というのでしょうか、いろいろある
ようです。ですので、共通なことについては、やはり1市だけではどうしても
課題が補足できないことがありますので、その辺は全体でやるということ
は、当然やっております。

国立としての課題というわけではないのですが、私が4月から来て、感じ
ているのが、運営委員の方からもお話があったのですが、どうしても産後
のお母さん方の育児の悩み等というのが中心になるのですが、既に産前の状
況から、お子さんを産むということに関する、それはお子さんを産むだけ
ではなく、ご主人の援助が求められるかとか、ご家族、ご両親の援助がある
かとか、いろいろ地域の人とうまくできるかというような不安を産前から抱
えているという人がいるので、その辺をどういうふうに、今後やっていく
ことが必要なのではないかという意見をいただいております、私もその
辺をちょっと感じているところで、産婦人科に行きますと、産後に関係
するパンフやそういう資料はあるのですが、産前のところについてお悩
みがあれば、というようなものというのはいないのです。

ですので、国立の方が国立で産むというより、立川に行ったり府中
に行ったり小平に行ったりというのがあるので、その辺は、これから提案
しようと思うのは、ブロックで産婦人科や小児科に、ブロック全体の
パンフレット、子ども家庭支援センターのパンフレットをそれぞれの市
町村で置いてもらえないかということ働きかけたいと思っています。

これは1市ではできないのです。国立は、市民の方が市内で完結する
わけではないので。ただ、これを立川にとかお願いに行くと、国立が何
で、というふうになるので、やはりその辺はブロックの中で関係する
ところで、ブロック名で働きかけをしたほうがより大きな力になる
かなと思います。

あと、多摩総合医療センターなど、ああいうところにいろいろ個別
の相談をするときも、国立1市でやるよりは近隣の市町村でその辺を
議論して、全

体で話を持っていったほうが、より大きな力で話し合いができるのではないかなと思っています。

ですので、1市だとできないところは、逆に知恵を絞ってほかの市町村の力をかりて、そういう展開をしていきたいと考えています。

松田議長 ありがとうございます。

佐藤委員 佐藤です。2つ伺いたいと思いますが、子育てひろばに来ていらっしゃるお母さんや子どもたちが、継続してずっと来ている人もいるし、そうではなくて、何回か来て、もうおいでにならない方もいると思うのですが、メンバーの移り変わりというか、誰でもそのときにさっと来てよろしいのですか。登録とかそういうことはないのですか。

子ども家庭支援センター長 登録はないです。ないですが、来たときにお母さんのほうで、お子さんのお名前をシールで張っていただいて、背中なりに張ってもらうと、スタッフは名前呼びかけて、覚えていくということも含めてより距離を縮めることもあるのですが、名簿に書いていただいてシールを張ってもらうというところで、それさえやっていただければどなたが来ていただいても構いません。

佐藤委員 同じ人がいらっしゃるとか、だんだんそこで移り変わりがあるとか。どういう感じですか。

松葉子ども家庭支援センター長 私が見た半年の中だと、やはり、今日も来てくれたんだという方が多いです。

佐藤委員 顔見知りになってお仲間ができる。

子ども家庭支援センター長 そうですね。その中で、お母さん同士でメール交換をしたり、グループ活動につながるというような方もいらしたり。たいがいやはり同じ方が多いです。新規の方も当然いらっしゃるのですが、私は常時ひろばに出ているわけではないので、見ると、あ、今日も来ているね、というような感じの方が多いです。

あと、比較的、このところ、おじいさんやおばあさんに連れられて来る方というのぼつりぼつりと目にして、聞くと、お2人目が生まれて、ちょっと調子がよくないとか、復職したので、育休が終わったのでお孫さんをおじいちゃん、おばあちゃんが連れてきたり。昔はそんなになかったのかなとも思うのですが、今はひろばでやる音楽会とかにも、やはりおじいちゃん、おばあちゃんがお孫さんを連れてきたりとか、少し様子が変わってきているのかなとは思っています。

佐藤委員 グループ化というお話がありましたが、そういうグループ化は割と積極的に働きかけをすとか、そういう輪をつくって行って、卒業ではないですが、そのグループが自主的に運営されていくと、また新しい方々がおいでになってという、そういう自発的な動きが地域でできていくというのは望ましいことではある。まあ、場所の問題はあるでしょうけれど、そういうことはありますか。

子ども家庭支援センター長 はい。子育てグループの育成をしております、これは募集をかけて、立ち上げのときにうちのスタッフが行って、最初は本当に場所とりから教えて、少しセンターからおもちゃを持って行って、あとはお母さん同士で少しおもちゃを持ち寄って、次からはバトンタッチね、という形で活動をしています。やはり、うまくいくところもあれば自然消滅してしまうところも実情としてはあります。

聞くと、僕などからすると、やはりリーダーシップをとれる人がいないのかなと思ったが、そうではなくて、逆にあまりリーダーシップをとる方がいないほうが、意外と何となく、本当に普通に当番制でやったりしたほうが意外とうまくいくというような話を聞いたりします。

佐藤委員 なるほどね。もう1つ伺いたいのは、先ほど産婦人科のところに支援センターのパンフレットを置いたり、こういう相談ができるところがあるよという宣伝をしていくというようなお話でしたが、ホームページなり、若いお母様方というのは割とITをお使いになる。スマホもそうでしょうけれど、お使いになるので、そういう方面に、もっとホームページを充実させるとか、そういうことは取り組んでおいでになるのですか。

子ども家庭支援センター長 それはそうですね。ホームページの中でも、職員に若いスタッフがいて、私の発想よりはいいものがあるので、適度に更新をしたり、必ず募集の記事はPDFで張って出したりということはしています。

ただ、やはり今の人たちもホームページとか市報というのは見ないのかなという感じは。お母さん方は口コミが多いので。ただ、これは、別に私がとったわけではないのですが、三鷹市の子ども家庭支援センターというのはすごい先進市でして、そこの退官された所長さんが書いている本の中で、三鷹もやはり産婦人科や、コンビニだとか郵便局だとか、要は人がふっと目にとまるようなところに、どんどん子ども家庭支援センターのものを置いていったというようなことが書いてありました。

ですので、媒体として活用度は低いのもかもしれないのですが、新たな方策を取っていくことは考えています。

佐藤委員 目にとまるような努力をされているということですね。そういうことでしたら、そういうホームページなり何なりを見たところから相談が寄せられるという機能はお持ちですか。電話だけではなくて。割とこのごろ、メールとかで相談をするというのが、若い方などは多いような話がありますが。

子ども家庭支援センター長 うちメールでの書き込みはやっていないのですが、やはり匿名の電話相談というのが多いです。土曜日は開庁日なのですが、来る電話は割と匿名で、ただ、定期的に、またしばらくするとかかってくる。何回かお話ができると名前を教えていただけるという感じは構築しているのかなと思っています。

メールというのも一つ、書いてもらうのもいいのかなと思うのですが、やはり声を聞いて、本来だったら目の見えるところでのということが……。

佐藤委員 本来そうですね。

子ども家庭支援センター長 はい。ただ、やはりそういうことは考えていく必要はあるかなと思っています。

佐藤委員 ありがとうございます。

武澤委員 武澤です。一つ、この運営協議会はどのくらいの頻度で開かれているのですか。

子ども家庭支援センター長 1期2年なのですが、1年に3回、2年間で6回ぐらいです。私どもの運営協議会は、特段答申を出したりとか、そういうものではないのです。ですので、今期は、来年の2月24日までの任期で第5期なのですが、当然、10年間たつので5期なのですが、具体的に運営協議会に意見を反映できたというのは、ちょっと私も過去のことまではわからないのですが、ことし1回目をやったときに、ちょっと内容を変えたいと思いましたが、もう一回、子ども家庭支援センターのお話をさせていただいて、今年度始めた取り組みや、来年できる事業等についての提示をさせていただいて、協議会委員からご意見をいただいたものを、今月の27日に委員会がありますので、その中4月から9月までの相談内容からどういうものが読み取れるかというのを委員の方々にもお考えさせていただいて、また26年度に反映できるものがあれば、予算にも含めて検討していきたいと考えております。

根本委員 いいですか。本当は松葉センター長にはいつもお世話になっているところでございます。やはり学校からすると、いろいろな問題を抱えた子どもさんに対して、学校だけでは解決できないということもあるので、家庭に働きかけてもらうとか、いろいろな面では本当に家庭支援センターの力は大きいなといつも思っています。

学校の統計、多分教育委員会のほうは持っていると思うのですが、不登校の児童・生徒というのは、私は多いと思っていて、前も課題だというような話を教育委員会ともしたことがあって、でも、今、話を聞くと、センターのほうには直接——学校からは情報を提供して、一緒に、こんなケースはどうしたらいいだろうかみたいなことで相談をさせていただいたりはしているのですが、直接親御さんからとかは行くというのはないということなのですね。

子ども家庭支援センター長 そうですね。直接の連絡はないのですが、学校さんや、3年生までは学童がありますので、学童で、あまり来ていないとか、来ていろいろな問題があるというようなことについては連絡をいただきます。その辺については関係者会議を開いて、支援が必要なものについてはこちらのほうでアクセスをしていくことは必要だなと感じています。

具体的に、不登校ということでのご本人なり保護者の方から、不登校で悩んでいるのだというのはあまりないです。不登校に至るまでの原因が、ご本人になるのか親御さんにあるのか、さまざまな要因がいろいろ絡み合っていると思いますので、なかなか、ただ単に、本当にうちは悪い子で学校へ行かないのだ、というような相談というのはないですね。

根本委員 学校に行かなくなってしまうとひきこもり状況だとか、そういう人が家庭支援センターで相談に乗ってもらって、というようなものはもう十分オーケーなわけですね。

子ども家庭支援センター長 そうですね、はい。今後は職員とも、不登校のお子さんに対してはどのような支援をとというのは、当然これは必要になってくると思っています。今ははっきりとは言えないのですが、最初の3日間の法則みたい

なものがありまして、不登校になったとき、最初の3日間が大事だというような考え方があるようです。1日目に休んだとき、基本は担任の先生が電話を入れる。2日目に来なければ家庭訪問をする。3日目に来なければ学校組織の中でどういう対応が必要かというところを考えていただいたときに、子ども家庭支援センターとも連携をする。それは3日で済むということではないのですが、要は早期の試みをまずしていただいた上で、それで対応が効かないものについては、子ども家庭支援センターも一緒に入って支援を組んでいく必要があるかなと考えています。

ただ、これが、ご相談いただいたときに、もう1年来ていないとか、2年来ていないとなってしまうと、あと子ども家庭支援センターでお願い、と言われても、そこはちょっと難しいですよという考え方にならなければいけないので、やはり当初の段階から、そういう動きがあれば早目にお互いに情報を共有して、関係機関をどうするかというのはこちらがコーディネートしていくことになるかと思っています。

事務局 いかがでしょうか。

武澤委員 一つよろしいですか。武澤です。こういう質問がいいかどうかわかりませんが、今、センター長がずっと説明していただいた、支援が必要な子ども、これが例えば国立市民、子どもたちが100人いるとすれば、今、支援が必要な子どもというのはそのうちのどのぐらいになるのでしょうか。ざっとでいいです。

子ども家庭支援センター長 どうでしょう。非常に難しいところでして、去年のこの報告書の中でも、子ども家庭相談ケースマネジメント事業という中で、児童虐待の件数というのが、新規受理が32件の前年度継続22件で合計54件、うち虐待が36件というふうになっているのですが、これはあくまでも虐待だけなのですが、これ以外に支援が必要な家庭というのは、やはりものすごい数になるのではないかと思います。具体的にどのぐらいというのはお答えできません。

武澤委員 なかなか難しい。また、どこで線を引くかによっても大分違ってくるだろうし。

子ども家庭支援センター長 はい。

佐藤委員 もう一つ伺ってよろしいですか。発達支援室というお話が先ほどから出ていますが、今年からということで、あれは併設なのですか。家庭支援センターの中にそういう。

子ども家庭支援センター長 はい。併設というか、場所借りをしているということです。

佐藤委員 というと、先ほどのお話では、子育て支援センターとは違う。

子ども家庭支援センター長 はい。係が別です。子育て支援課の中に子ども家庭支援センターもあれば発達支援室もあるという。ただ、場所がないので、子ども家庭支援センターの場所を借りているということです。

佐藤委員 LDとかADHDの疑いのあるというか、そういう可能性のある子どもたちの相談を受ける場所なのですか。

子ども家庭支援センター長 発達支援室ですので、直接の係ではないのであまりはつきりしたことは。7月から相談のほうが先行して始まっておりまして、当然そこには、ちょっとうちの子どもが気になるというような相談もあると思いますし、具体的にどういう支援をしてくれるのかという相談はあると思います。全てを含めて、やはりお子さんのことで気になることがあればお電話をしてください、というところだと思います。

ただ、実際に今のところ、そんなに件数がすごくあるということではないので。通所のほうもまだ始まっているわけではないのです。

佐藤委員 通所はまだやっていらっしやらない。

子ども家庭支援センター長 まだです。

佐藤委員 学齢期になったら小学校に学級がありますよね。その前の段階で、不登校とか何とかになる前に、そういう可能性のあるお子さんについては、適切な対応をとれば、うまく学校の通常学級のほうで一緒になってやれるというお話をよく聞くのですが、そういうことのためということですよ。

子ども家庭支援センター長 詳細は分かりませんが、保健センターと発達支援室と教育委員会で連携してずっと切れ目のない支援を行うということだと思います。

その辺の具体的な事業内容については、係が一緒ではないので、お答えは控えさせていただきます。

佐藤委員 わかりました。

柳田委員 あと1点だけお願いします。この総合相談というところで、前年度の継続件数が、養護相談は32件あると。けどその他、保健から育成までは継続して相談しているものというのは見当たらないのですが、前年度がどの程度あったのかということと、1回だけの相談でそれが解決してしまうものなのか、例えば電話なり来所なりでそのような深刻な相談をして、その後どうなったのかというような、追跡調査みたいなものというのはいっているのでしょうか。

子ども家庭支援センター長 この前年の数字を持ってきていないのですが、当然、電話でお話をいただければ、先ほどもちょっとお話ししたように、じゃあ一回こちらに来てみませんかとか、こちらから家庭訪問をするような場合もございます。それがうまく相談だけで本当に切れるものというのか、何回かお話をして解決できるものもあれば、実際には、その中で養育困難な状況が含まれていたんで、結局はうちのほうで虐待として受理をして、進行を管理するというような場合も当然出てくるかとは思っています。

基本的に、この電話相談では、当然かかってこなければ基本的に終わってしまうところなのですが、面談をして、何かそこで問題を抱えていけば協力して関係者をうまくつなぎ合わせていくということが出来るのですが。あと、虐待のことに関すれば、当然うちのほうで受理します。受理会議というのを開いて、毎月定期的に進行管理をしていて、終了をかけるものは終了、継続

のものは継続というような管理の仕方はしています。ただ、電話相談で来たものの追跡までは、そこまで詳細にはしていないかと思えます。

事務局 いかがでしょうか。もし、今後会議を進めていく中で、さまざま新たな疑問、質問が出てきた場合に、また来ていただくという形は難しいかもしれませんが、ご質問をこちらで一旦受けて、またメール等で回答していただくということもできるかと思えます。本日は一旦ここまででよろしいでしょうか。それではセンター長、大変ありがとうございました。

子ども家庭支援センター長 ありがとうございました。開かれた子ども家庭支援センターということを考えておりますので、お近くにお寄りの際はぜひお気軽に寄っていただければと思います。

武澤委員 実際には、場所はどこにあるのですか。

子ども家庭支援センター長 場所は、保健センターはご存じでしょうか。保健センターの信号を斜めに。こちらから言うと右手が保健センターですが、その信号の左手です。

(子ども家庭支援センター長 退室)

事務局 ちょっと時間も1時間以上経過して、ここから新たな議案というのものなかなか難しいのではないかと思っております。今日のお話を受けた中で、委員の皆様方も内容を、それぞれの中で精査したいと思っている箇所もあるのではないかと思っております。事務局としては今日のこの後というのは特に考えていないのですが、一つ、先月のお話の中で、いわゆる子ども家庭支援センターでの対応の内容とあわせて、教育は教育で対応している内容があるだろうというご指摘がございました。

一応、来月は、教育委員会の教育指導支援課のほうで実施をしている家庭教育支援的な内容について、指導主事の方に同じように来ていただいてお話をさせていただきたいと考えております。

先月までにお配りした資料で、いろいろ皆様のご質問とか疑問になることというのがあったかと思っておりますので、また同じようにメールで生涯学習課に送っていただいて、それについて事前に準備をして、またこの場でも質疑をする流れをとりたいと考えています。

そうすることによって、ここまで、会が始まってからの委員の皆様からの懸念であった、国立の現状というものについて、端から端まで全部というわけではもちろんないのですが、ある程度代表的な子ども家庭支援センターで抱える状況について、また教育委員会の教育指導支援課のほうの現状というものが把握できるのかなと考えておりますので、そのように、次回についても実施していきたいと考えています。

松田議長 スタートのところを副議長にお力添えをいただきましてどうもありがとうございます。

では、今のお話を受けまして、残りの時間、少し委員の皆様と意見交換ができればと思います。

とりあえず、家庭支援センターの松葉さんのお話と、あとの質疑をお聞きになられまして、お感じになられていることがありましたら二、三、伺わせていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

武澤委員 今日センター長のお話を伺って、私は非常に幅広いなど。教育と福祉、両方をやっておられるわけですね。我々、ここは教育というものを考えようということだとすると、今日の話で、教育と福祉ってどの辺で線を引くものなのかなと。その辺が私には全然まだ見えていないというところがございます。

松田議長 今のあたり、いかがですか。

佐藤委員 先ほど伺っていて、やっぱり福祉だなと思ったのです。福祉だから私どもの議論から外れるというわけではなく、福祉がやはり土台なのだろうなと思いました。

だけど、非常にまた一方で、行政って縦割りだなと思ったのです。2歳までは保健センターがやり、あそこは3・4・5歳で、不登校とか適応障害になるお子さんについて、発達支援室というのをつくったにせよ、同じところにいるのにそれほどの関係もなく――それぞれの仕事が忙しいというのがあります。そして2階には適応指導教室がありますよね、あそこ。適応指導教室はもう不登校なり学校に行きにくい人たちが通われるところで、そことはまた切り離されているように思うのです。ですから、それぞれがお忙しくて、抱えている問題も大変ありそうなのだけれど、つながりがあまりないなというのが、頑張ってお仕事をされているなと思うだけに、かえって感じる場所がありました。

だから、私どもの今回のことでいえば、やはり福祉的なものは土台にありながら、学校教育という――学校教育だけではないのですが、学校の場面における教育の部分で整理をして見ていかないと難しいなど。絞らないと、何しろ議論をまとめていく、ないしは問題を少しでも整理をすることができる――できるかどうかわかりませんが、そういうことをやるにすれば、あまり幅広く見過ぎると余計に難しいところがあるなと思って、改めて、現場の方の話というのを伺いながら感じました。

松田議長 僕も随分感じていたことがありまして、参考的な意見としてちょっとお話をさせていただくと、本当に、おれてしまう感じはあると思うのです、ああいうお話を聞いていると。子育てを支えるということなのか、子どもを支えるということなのか、家庭を支えるということなのかというあたりが、いっぱいお話を聞いていると、もちろん全部大事なことです。ましてや教育にももちろん、おっしゃったとおりベースになるところなので。

ただ、こんなふうに考えてみればイメージは持ちやすいのかなと思っていたのですが、例えば、今、文部科学省などが旗を振ってやっていたことの、家庭教育支援ということの一つに、「早寝早起き朝ごはん運動」というのがあったのです。早寝早起き朝ごはんを生活の中に根づかせましょうというのが、いろいろな意味で基盤になることだというようなことでやっていたわけですが、確かに、早寝早起き朝ごはん運動が、それがけしからんというような方はあまりいらっしやらないような内容になっていて、かつ、それは学校で教えるというよりは、やはり家庭生活の中で育まれる内容ではないかという、そういうコンセンサスが持たれやすいというところだと思います。

ところが、一方では、今、松葉さんがお話しされたように、まず子どもの側が非常に多様化していて、発達支援が必要な子どもとか、さまざまに子どもの個性が本当に、非常に広がっている。そういう中で、その親になられている方、ご父兄が、じゃあその、早寝早起き朝ごはん運動ということが大事だとして、それを発達支援が必要だという自分の子どもに対してどう伝えて

いけばいいのかというのは、これはやはりご自身が経験されたことではありませんから、非常に戸惑われます。

一方で、親のほうも、そういうことをそもそも教えないといけないなというふうに思わない、あるいは思えない方も、ご自身の環境要因で、極端な例が虐待ということにつながるような状況ですが、そういう親もいらっしゃるもので、その家庭教育、早寝早起き朝ごはん運動にかかわる家庭教育というものが、やはりそこでも行われたい。

そういうことが行われたい、行いたいご家庭に対して、それは個人の責任だということではなくて、そういう、いわば教育が難しい社会になっているのだというのが、基本的な発想になっていると思うのです。

ですから、そういう教育を行う、例えば発達支援で戸惑われていたり、あるいはご自身がご自身の問題を含めてなかなか家庭教育に踏み出せないという方々に、どう支えを入れて、その方々が子どもたちに家庭教育を行えることになるのか。それを支えていく仕方を考えるというのが、恐らく今回のテーマになってくるかと思えます。

ですから、あくまでも、結果、子どもは支えるのですが、家庭において子どもに教育者として、主体として立たれる方を、さまざまな要因がある、状況があるわけです。そういう中において、しかしながら個人の責任だということではなくて、社会というか行政として支えていくとすればどのようなやり方があるのかということだと思えます。

一方で、そういうことが、実は思っているほど少くないということは、今日おっしゃっていたことだと思えます。つまり、虐待というような非常に特別なニュアンスのあるものは、例えば、それでも少くないと思うのですが五十何件あると。発達支援ということによってさらにある。さらに言うと、センターは来所されてこそその把握ですので、来所されない方もいらっしゃる。

そういうことになると、例えば発達支援が必要な子どもたちの割合というのは、もちろんこれはゆうに1割は普通に超えるわけです。平均的にカウントしても。ですから、家庭教育が非常に難しい家庭というのは、国立特有のことではないかもしれませんが、一般的に考えたときにはやはり非常に厳しい状況は確かにあると。

一方で、前回お話がありましたように、そういうネガティブな面ばかり見ないで、ポジティブにも家庭教育ということ、ある種の一つの可能性として捉えていくというようなスタンスもあってほしい。

というようなことでちょっとイメージを持ちますと、ちょっとそのあたりの、福祉かどうかとか、あるいは子どもを支えることなのか、家庭を支えることなのか、教育者を支えることなのかというあたりの揺れが少し少なくなるかなと思ったりして、僕は個人的には聞いていたのですが。

矢野委員 矢野です。今のことに関連して、ちょっと議長に質問というか。私もさっき話を聞いていて、我々が、いろいろ探したのですがなかったのですが、5月にいただいたところは、確かに子どもの教育支援ではないのです。子どもの教育をやる家庭支援だったじゃないですか。そうすると、来月やる予定の教育指導支援課の、この前も送っていただいた、理科支援員とか、これは家庭教育ではないですね。

松田議長 理科教育支援というのは、ええ。

矢野委員 ですから、そこが難しくて。私は拡大解釈で、家庭で少し、習い事も含めて、塾へ行けない子とか——行けない子とあえて言っただけではないのかも

しれないけれど、わからないのをわからないままにしながら上へ進んでいかなければいけない今の実情みたいなところでいいのかなと思ったのですが、今の議長のお話だと、虐待とか発達障害とか、非常にレアケースのようだけれど、それに象徴される、子どもの置かれている非常に多様な課題、いろいろな親がいて、価値観も違うライフスタイルも違う、そこを、NHK学園なんてまさにそうなのですが、セーフティネットのようにある程度やるのが我々のミッションというか、あれなのですかね。

ポジティブとかネガティブというのとは別なのですが、もう、あとは伸び放題ですよ。塾へ行こうが四谷大塚に行こうがどこへ行こうがいいのだけれど、でも一方で、議長がこの前も言ったように、高校中退とか、おっしゃるようにほとんどついていけない。国立の、この前もお話があったように、北部のほうではもう公立学校に行くこと自体が進学競争に負けることになるから、早く中学から私立へ行かないと大変なことになっているという、二極分化がこの小さな町でも起きている。

私などは、本当に学力支援とかそういったことにしないと、親の経済力で子どもの将来が分断される体制に、今の日本はなりつつあるなど僕は個人的に思うので、その辺、次回聞くようなことって、ジャンルが、議長のお話だと違ってしまふのかなと今思ったのですが。

松田議長 それはちょっと、私の舌足らずなところがあったと思うのですが、要するに、例えば2歳の子どもがいるお母さんやお父さんに対して、2歳の子どもに教える家庭教育というのがあるわけです。ところが、小学校3年生のお子さんがいるお父さん、お母さんは、もちろん小学校3年生に対する家庭教育というのがあるわけです。

今の学力ということと言いますと、例えば、学校というのは、学校で授業をしつつ、宿題、つまり家庭学習を促すような働きかけをなさるわけです。そのときの家庭学習というのは、もちろん親が先生になれという意味ではないですが、やはり家庭での学びが子どもの発達に応じてその内容が広がっているというか——広がっているのか狭めているのかわからないのですが、という発達に応じて課題が変わってきている。

ですから、家庭教育の問題は、もちろん教育者を支えるという問題だという部分と、もう1つは、教育者というのが子どもの発達課題に応じて異なったものを抱えていくということになりますから、縦にも横にも広がっていくことだと思うのです。

ですから、決して虐待の問題に焦点化されるとか、あるいはそのみに問題が集約されるとは、私は考えていないのですが。もちろん、皆様のお考えもあると思いますから聞かせていただけたらと思います。

矢野委員 私、あんまりあの話は好きではないのですが、ただ、学力テストをやるというも秋田とか福井とかが1位じゃないですか。あれも、私に言わせると、私は福井で勤務したからわかるのですが、あれは都市化されていないのです。だから、四谷大塚はないのです。家でやるしかないのです、極端なことを言うと。

この前NHKでもやっていましたが、秋田のあそこは上から先生が宿題をやらせるのではなくて、一人一人自分が宿題をつくるぐらい、要するに自分が一人一人考える力を持たないと底上げになってこない。伸びる子だけお金をかけて伸びていくというのは東京とか大阪とかがあるけれど、ある程度上は伸びるけれど下も落ちていくから、平準化すると一緒になってしまうのです。だから、どちらを目指すかという。経済もそうなのですが、そういうこ

とかなど。

ですから、学力というといろいろな手法があるのですが、非常に子育てに対する悩みとか子どもの発達障害とか虐待のところをどうするかって、かなり、先ほど議長がおっしゃったように、ぶれというか。まだそこまで今決めることはないのかもしれないですが、その辺が、両方行くのか、どうなのかなという気がちょっと。

松田議長 いろいろご意見を。

武澤委員 武澤です。私は、学力もあるのですが、それよりも、今、学校で一番困っているものは何だろうかというふうに考えたほうがいいのではないかと思います。私のような素人が考えると、今、学校で困っているのは、多分1つはパソコン。今、タブレットが出てきた、それから先ほども出ていましたようにスマホが出てきた、これをどうしようかという問題があるだろうし。それからもう1つは英語。今度は完全に英語の教育をやらなくちゃいかん。英語の先生もなかなかいないとか、これをやはり家庭でも、英語をいろいろ親がある程度教えるなり何なりしないといかんのではないか。この辺をどうしようかということを取り上げていったほうが、むしろいいのではないかと思います。

今日のような福祉、虐待だとか何とかというのは、それは後の話だと思うのです。もっと川上の話をして、川上でこういうことをしなくちゃいかんということ、それを議論すべきだと思う。それを川上からずっと流れてくると、下のほうではいろいろあるでしょう。下のほうの話は今日の話ではないかと思うのです。

だから、我々社会教育委員というのは、もっと川上のほうの話をするべきだと思います。

立入委員 私は、イメージで話してしまうかもしれませんが、今日聞いた話って結構重い話だなと、実感としては思っていて、それはそれで一つの事象としてあって、そこまで深刻ではない家庭で何か問題があるとしたら、例えば今、武澤さんがおっしゃったような、全体にかかわるようなことも一つだと思うし、色で言えばいろいろな色があって、それ全体を通す糸のような試みというか、いろいろな状況をわかっているというか、情報を幅広く保持し、共通に認識する部署が必要な気がします。

今日伺ったような重いケースも、それは一つの事象であるし、例えば矢野さんがおっしゃったような教育というか勉強に特化した内容でもいいですし、ITだったらITに特化した内容もあって、それが全部並列した状態で、それを糸を通すような行動というか情報というか。イメージでものを言って申しわけないのですが、そういったつながり、縦割りではなくて、その縦割りを結びつけるような行動があると、支援としてもチョイスできるというか、受け取る側が、重いものもありながら、例えば発達支援があったとしても勉強したいという子もいるでしょうし、悩みを持っている保護者の側からすれば、どれか一個が満たされればほかにもよくなっていくことっていっぱいあると思うのです。

だから、一つにだけ偏るのではなくて……うまく言えないですけど。

武澤委員 先ほど矢野さんも言われましたが、この5月に、第1回目の会合で教育長から与えられたテーマというのは、家庭教育支援ですよね。それを考えてくれと、こういうテーマを我々は与えられたわけだから、それに沿ってやる

べきだと思うのです。もうちょっと具体的に、どういうことを意味するのですかというのだったら、教育長に来てもらってもう一回話をしてもらってもいいのではないかと思うのですが。

川廷委員 川廷です。今回、この家庭教育の支援、家庭の教育の支援ということでは、どうして家庭の教育の力が落ちているかというあたりは、やはり大きくは地域との連携がないとか、ネットワークが結ばれていないとか、家庭が孤立しているということが大きな問題なのかなと思うのです。

そうすると、いろいろな問題があると思うのですが、ここではそういったものをどういう形で、昔の隣組とかではなくて、どういう形でそれを今の時代に合ったものにしていくのかというような点を考えていったらどうかと思っております。

佐藤委員 佐藤です。前19期で話が出ておりました、地域における学校支援ということを経験したときに、例えばそのときは二小地域の育成委員の方がおいでになって、育成委員さんなどが中心となって、保護者の方々が夏休みなどに二松クラブというグループをつくって、先生が先生をやったり、地域の親が先生をやったり、保護者がやったり、いろいろな人たちが子どもたちにいろいろなものを、メニューがいっぱいあって、参加してやると。楽しいこともあるしお勉強もあるしみたいなものでいろいろなメニューがあって、来たい子は来ていいよということで、何かつくるときは材料費だけ集めるというような形でやったというお話があったのです。

そういうふうに、地域で具体的にそういうグループなり何なりが学校ごとにあるといいね、という話もあったのですが、今日の子ども家庭支援センターのお話でいえば、先ほど川廷委員さんがおっしゃったように、家庭の中で少し昔よりも地域とのつながりが希薄になったり、お父さま、お母さまだけでなく、おじいちゃん、おばあちゃん、ご近所の人と一緒に教育になった部分がかかなり少なくなって、いろいろな意味で育児不安も、育児の前の、子育ての前の、生まれる前からの不安というものも抱えているというお話がありました。そういうふうに、ご家庭が不安を大きく抱えるようになっていくという、それをすごく私たちにわかりやすく、事例を通してお話をしてくださったと思うのです。

だから、子どもさんが生まれる前からのそういうご家庭の状況があるというのを一つ土台に押さえておいて、今日の、ある意味でいったらものすごく大きな成果だと思いますので、家庭教育支援の充実というときに、そういう不安を抱えていらっしゃる家庭がふえている。じゃあどういふ、という具体的なものはまだこれから議論していけばいいと思うのですが、そういう人たちに対しても対応する、ないしは、前回、地域による学校支援でしたから、学校が抱える時間の足りない部分、人手の足りない部分をどう地域が補えるかという話だったのですが、そういう部分を、地域と学校と一体となって、そういう家庭をどう支えていけるのかみたいなものがあると思うのです。

そういうふうに具体的に、具体的にできるのかどうかというのはかなり難しいところなのですが、整理をして、だんだん現状は見えてきた部分がありますので、そこを対処できるものがあるかどうか。と思うのです。

だから、あまり、例えば先ほど例に挙げて、別に押しつけるという意味ではなくおっしゃってました「早寝早起き朝ごはん」ではないけれど、そういうことを言うと、ご家庭それぞれの事情があるので、非常にそういうことは難しい。反発もすると思うのです。私自身、そういう標語を聞くと「嫌だな」とか思いますから、そういう人たちもたくさん、当然いらっしゃる

思うのです。だから、そうならないように、いろいろな選択肢を具体的に出せたら一番いいのですが、具体的でなくても、いろいろな選択肢があるよというところを出せるといいかなと思います。

太田委員 太田です。たしか前回も子育てと教育をどう分けるかとか、分けなくてもいいのかとかいう話が出て、それで今日もその続きでこういうお話が出ていると思うのですが、ここまでの皆様の議論を聞いていて、やはり全部ひっくるめて家庭教育として扱うよりほかないのだなと改めて思っていますが、その中でもやはりカテゴリーは幾つかあるはずで、今日お話を聞いたみたいな、子育てが困難だという状況に対してどういう支援をすべきなのかというところも一つの大きな柱になるでしょうし、先ほどからお話が出ている学力をつけさせるための支援というのを学校以外で、それが塾に通うということなのか、家庭教師をつけるということなのか、それはそれぞれの家庭の選択なのだろうと思いますが、塾へ行かなくても家庭教師がいなくても十分学力をつけられるという家庭ももちろんあるでしょうし、そこら辺を多様にサポートできるものがあるほうがいいというのが、多分2つ目の柱で、あともう1つは、あまりお話に出てきていないと思うのですが、先ほどセンター長のお話の中でちらっと出てきて、私はすごく気になったのですが、お子さんが習い事に行く。学童保育に迎えに行き習い事の教室まで届けるという仕事をファミリー・サポート・センターの方がやっているというお話にちらりと言及があって、すごく私はそれは象徴的だなと思ったのですが、それこそ家庭教育支援だという方もいるはずで。

あとは、いろいろな地域でやっている子ども向けのイベントなどに、どれぐらい親御さんが熱心に子どもを向かわせるのかとか、そういうのではなくてもっと違う方向で、うちの子にはこういう能力を身につけさせたいみたいなものもそれぞれあるでしょうから、学校で習う教科の学習みたいなところとは違う、例えばピアノ教室でも絵画教室でもいいのですが、そういうところで、例えばさまざまな資源が足りなくて習い事に通えないお子さんがいるとすれば、そこを何かサポートできるような、そういうものも市としてあったほうがいだろうと思いますし、そのあたりが多分、3つ目の柱になるのかなと思ったのですが、その辺をちょっと、無理やりですがカテゴリーに分けて、それぞれ考えるというふうに進めた方が話が先に進みやすくなるのかなとも思って。

私が3つ目に言った部分というのは本当にあまり注目されなくて、でも、私は、教育というのは学校で学ぶことだけではないというふうにとっても思っているのですが、だから不登校の問題というのが話題に上るとしても、別に学校に行かないという選択をする子どもがいても、それは尊重してもいいのではないかという立場なので、そうすると、やはり子育て支援だけではない、学力の支援だけではないところで、何か別の支援の形というのをぜひ強く打ち出したいなという思いがあるのですが、そういう感じはいかがでしょうか。

松田議長 すぐに最後の報告書のイメージを持つので、内容でカテゴリーを区別してというアプローチは非常にわかりやすいですし、有効だなと思います。

最後の3つ目の柱としていたことなのですが、ちょっと便宜的過ぎるかもしれないのですが、今、学校教育と家庭教育といったときに、社会教育というのがもう1つ言葉としてあって、先生が今おっしゃったことは、割と社会教育の内容として当てはまる部分という区別の仕方も一方ではある。そうすると、家庭教育と社会教育の連携のあり方というような問題立てとして、多分、役所的には取り上げたくなるお話だなと思って伺っていました。

それと、確かに、武澤さんや矢野さんがおっしゃったように、内容ということで、そういう子育て支援的な、あるいは子育ての困難な支援というところは、何かちょっとこう、家庭教育を矮小化しているなというイメージがあって、そういう意味では、内容をさらに柱立てして、それだけではないという形で考えていくというのも本当に大事なことだなと思ったのと、同時に、立入さんがおっしゃったのですが、多分、立入さんがおっしゃっているのは、そういう内容はしかし、家庭がそもそもチョイスすべきことなのではないかと。むしろ、どんな内容を家庭で教えるにしても、仕組みとしてそれがたやすいあり方というのを串刺しにして出していくという、そういうのも一つなのではないかというご議論もあったと思います。

ですから、そういう意味では、内容を分けるのも一つですし、その仕組みに焦点を当てるのも確かに一つかなと思ったのですが。

そういうふうに聞かれたら、太田先生、どうですか、ご意見としてさらに。

太田委員 内容というよりは領域というか、恐らく、家庭教育とは何かということや学術的に定義しようと思ったらいろいろな定義が出てくるわけです。ある定義では、学校教育を家でサポートするのが家庭教育だ、みたいな定義も見たことがありますし、それこそ子育てと何が違うのかよくわからない、みたいなものもあると思うのですが、少なくともこの場で議論するときには、市民の家庭教育観みたいなものに立脚してやるべきで、そうすると多分、いろいろなイメージが出てくるので、そのどれも外さない、どれもちゃんと受けとめられるような枠組みが必要なのだろうと。

というふうな意識が根本にあるものですから、そうすると、厳密に言うと、先ほどからお話が出ているみたいに、福祉の部分は教育とは切り離れたほうがいいという話になるのかもしれないのですが、それだとやはり、実際にそういう支援を家庭教育支援として求めるという感覚がある以上、そこを切り離すのも難しいだろうとも思います。ただ、何度もお話に出ているように、どういう内容の支援を求めるとかというのは各ご家庭で判断すべきことなので、それが早寝早起き朝ごはんのような内容であるのはあまり望ましくないと。となると、家庭教育の中身はこうですよ、とこっちから出すわけにもいかず、でも、多分このあたりにニーズがあるだろうから、このあたりだったらこういうサポートができる、こっちの方面だったらこういうサポートができるという、メニューを幾つ提示できるのかということだと思います。

と、個人的には思っているのですが、皆様のお話とかみ合うかどうか。

松田議長 時間のほうもあともう少しなのですが、一つ二つ、ありますでしょうか。

武澤委員 では一つお聞きしたいのですが、19期の答申というのがありますよね。これを読ませていただくと非常に、私から見ると非常に抽象的ではないかと思うのですが、もっと我々の答えは具体的に書いたほうがいいのではないかと。思って、それをイメージして申し上げるのですが、これは教育委員会からは、この答申をした結果はどのぐらいアプリーシエートされているのですか。

松田議長 どうでしょう。

事務局 19期の答申につきまして、こちら、答申をいただいたということもありますので、教育委員会の定例会で報告をしました。抽象度が高い答申に至ったお話は、19期の委員の方よりお話もありました。

答申に関して教育委員会では、かなり実態に即した報告がなされていて、皆様が、本当に熱意を持ってされていた会であったということが伝わったというご意見、学校支援ボランティア推進協議会、コーディネートに関して、学校の実情を踏まえ、国立市ではどのような形がよいのか検討するとともに関連する課と連携し、地域による学校支援をより具体的に進めていくことが大切である等のご意見でした。

松田議長 あとはいかがでしょうか。

立入委員 さすが、太田先生がすっきりとまとめてくださって、それが私も言いたかったことということと、松田先生もまとめてくださって、それも言いたかったことだと思いつつ伺っていたのですが、具体的な、私はファミリーサポートの支援会員というのを3年ぐらいやったことがあって、やはり習い事の送り迎えをしていたのです。働くお母さん、共働きするお母さんというのは、自分が働いていることによって子どもが習い事ができなかつたりする状況は、あまり、今の若いお母さんたちというのは好んでいないようで、しっかりスケジュールを組んで習い事をさせて、土日の時間を有効に使うというようなイメージがありました。

だから、自分が行けないときにはどなたかに頼む。それを引き受けて送り迎えもしていましたし、学童のお子さん、ご兄妹のいるお子さんを両方連れて帰ってお預かりして届けるみたいな感じのこともしていましたので、やはり働く方って、自分も働いているからお金もかけられるのです。習い事を毎日するお子さんを持つご家庭も結構いらっしゃって、お仕事をパートでされていて、その合間を縫って、今日はどこに連れていく、今日はどこに連れていく、という方もいらっしゃいましたし、お子さんが少なければ少ないほどやはり不安になるので習い事をさせてしまうみたいなイメージの保護者の方もいらしたので、習い事がいいのか悪いのかというのはまた別の問題ですが、その中で自分が何をしていきたいかというのは、子どもがその中で選んでいく状況に、みんな、年を追うごとに。小さいころはいろいろなことをしていても、だんだん数が減っていくというか、1つに専念していくみたいなイメージがあるようなので、去年やっていた学校支援ということと絡めて考えると、習い事支援という、そんなにお金をかけなくても、例えば地域で、学校でそういったことができるとしたら、そういう学校支援のあり方があったらいいなと私は思ったので、そういったことにかかわりたいなと思ったのがもともとなのですが、学校支援と家庭支援というのは多分セットのような気がするのです。イメージの中で。やはり家庭の親がいろいろなことで落ちついていないと、子どもが何か習い事をするとか、何かを学んでいくということに対して、イメージ的に、落ちついていないと学んでいくという精神状態になれないというか、そこに至るまでの、例えば今日伺った話のような重い場合もあるし、次々にいろいろ習い事をして、悩み事なんかはないよというご家庭もあるでしょうし、その差はすごく幅が広いと思うのですが、先ほど太田さんがおっしゃってくださったように、幅の広いいろいろな種類のものがあって、その中で、この部分は市の中の公共の子育ての事業として、支援としてできるものがあるというのを打ち出すしかないのかなと。

矢野委員 ちょっとそれに関連して、いいですか。私も実は、さっきの送り迎えを代行するというのはいものすごい、核心だと思ったのです。あれは、平たく言うと、家事というか家庭教育を外部化というか、アウトソーシングしているという感じなのですよね。それが、行政がするのかビジネスがするのか隣近

所がするのか、じいちゃんばあちゃんがするのか。かつてはじいちゃんばあちゃん、隣近所がやった。それをよしとしない。そういうネットワークもない。そういう中で、じゃあお金でやるか、行政でやるかという。実は医療や介護も似たところがある。非常に、日本の社会構造というか家庭構造の戦後の変質にかかわると思うのです。

僕は個人的には、それを何でもかんでも行政主体にするというのはどうかという感じは、個人的には思いますけれど。それがまさに介護だったり医療だったり、同じことですよね。個人が負担できないから行政、というふうにすぐに行くべきかどうか。

今、ちょっと立入さんの話を遮って言ったのは、ちょっとそっちのほうに話が流れつつあったので。日本人ってどうしてもそういうふうで、今までたどってきたのです。そこはちょっと、僕は、選択肢は広げておいたほうがいいと。いろいろな、お金でやることもあるし、NPOでやることもあるし、行政でやることもあると思うのです。でも、それは非常に核心だと思います。

松田議長 そうしましたら、多分きっと、今すごくお話をされたい委員の方はたくさんいらっしゃると思うのですが、ただ、家庭教育ということに対するイメージはかなり広がるとともに、広がるだけではなくて、しっかりと筋目が、各委員の皆様にも少し入ってきているかなと思います。

すごくゆったりとした社会教育委員の流れになっているところは確かにあると思うのですが、ただ、太田先生がいみじくもおっしゃってくださったように、家庭教育というものに対するイメージ自体が本当に多様で、何ををもって家庭教育と考えるのかというのは、おっしゃったように市民ベースで考えていくということが重要ですから、そのためにも、ちょっと家庭教育というものに対してのイメージを練り合わせるということは無駄ではないと思います。そういうことで本日はとりあえず締めさせていただきます。次回、今度は指導主事の先生方においでいただくということで、ただ、そろそろ方向を決めなければいけないと思いますので、お力添えをいただきますようによろしく願いいたします。

では、今日は本当にどうもありがとうございました。

— 了 —